告示

○**文部科学省告示第百三十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
木造聖観音立像　一軀	明治四十二年内務省告示第百十六号	木造虚空蔵菩薩立像　一軀	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一
木造弥勒菩薩坐像（伝良弁念持仏）　一軀	明治三十四年内務省告示第二十号	木造弥勒仏坐像　一軀	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一

○**文部科学省告示第百三十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第三条の規定に基づき、当該物件に係る同法第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
絹本著色鳥羽天皇宸影　一幅	昭和十五年文部省告示第五百五十八号	絹本著色鳥羽天皇像　一幅	宗教法人新義真言宗総本山根来寺	和歌山県岩出市根来二二八六

○**文部科学省告示第百三十六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本著色病草紙断簡（背骨の曲がった男）　一枚	国（文化庁保管）	
紙本著色病草紙断簡　三幅一枚	独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
紙本著色日月四季花鳥図六曲屏風　一双	公益財団法人出光美術館	東京都千代田区丸の内三―一―一
紙本金地著色江戸名所風俗図八曲屏風　一双	公益財団法人出光美術館	東京都千代田区丸の内三―一―一